

令和6年6月13日

報道機関 各位

企画政策課企画係

タイトル <u>東備西播定住自立圏圏域バス運賃改定(案)のパブリックコメント(意見</u> 募集)の実施について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事•事業名	東備西播定住自立圏圏域バス運賃改定(案)のパブリックコメント(意見募集)
日時	令和6年6月13日(木)~7月12日(金)
場所・住所	

趣旨・目的(PRしたいこと)

【趣旨】

東備西播定住自立圏圏域バス運賃の改定にあたり、広く市民の皆さまからご意見を伺うため、改定(案)を公表し、パブリックコメント(意見募集)を実施します。 【内容】

募集期間:令和6年6月13日(木)~7月12日(金)

(郵送の場合、締切当日消印有効)

改定(案)の閲覧場所:東備西播定住自立圏形成推進協議会ホームページ(ともりんく)

企画政策課、各地区公民館(9ヵ所)外

提出できる人:赤穂市・備前市・上郡町内に在住、在勤、在学の人

赤穂市・備前市・上郡町内に事務所や事業所等がある法人、団体

提出方法: 改定(案) に対するご意見と住所、氏名(フリガナ) または団体名(代表者名を含む)、電話番号をご記入のうえ、持参(開庁日の午前8時30分~午後5時15分(正午~午後1時を除く))、郵送、FAX、メール

のいずれかの方法により提出してください。書式は自由です。

その他、詳細は別紙をご参照ください。

部課係名:市長公室企画政策課

問い合わせ先

担当者名:古谷、深澤

電 話:0791-43-6867 (内線 2458、2453)

F A X:0791-43-6822

東備西播定住自立圏圏域バス運賃改定(案)について パブリックコメント(意見募集)を実施します

募集期間 令和6年6月13 日(木) ~令和6年7月12 日(金)

(郵送の場合、締切当日消印有効)

東備西播定住自立圏圏域バスの運賃改定にあたり、広く市町民の皆さまからご意見を伺うため、改定(案)を公表し、パブリックコメント(意見募集)を実施します。

■改定(案)の閲覧場	▽東備西播定住自立圏形成推進協議会ホームページ(ともりんく)				
所	▽赤穂市役所4階企画政策課				
	▽備前市役所3階交通政策課				
	▽上郡町役場3階企画広報課				
	▽赤穂市内各地区公民館(9ヵ所)				
	▽備前市内各総合支所(3 ヵ所)及び紅葉会館、三国出張所、吉永病院				
	▽上郡町生涯学習支援センター、上郡町内各地区公民館(7ヵ所)				
■提出できる人	▽備前市内、赤穂市内、上郡町内に在住、在勤、在学の人				
	▽備前市内、赤穂市内、上郡町内に事務所や事業所等がある法人、団体				
■提出方法	改定(案)に対するご意見と住所、氏名(フリガナ)または団体名(代表者名を				
	含む)、電話番号もしくはFAX番号をご記入のうえ、次のページに記載の提				
	出先まで持参(開庁日の午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分(正午~午後 1				
	時を除く))、郵送、FAX、メールのいずれかの方法により提出してください。				
	書式は自由です。				
	※住所・氏名等を明記しないご意見については、パブリックコメントとして取				
	り扱うことができませんので、ご注意ください。				

■ご意見の取り扱い	提出いただいたご意見の概要と検討結果については、次の場所で公表しま					
	す。※内容が類似する意見は、取りまとめて公表することがあります。					
	▽東備西播定住自立圏形成推進協議会ホームページ(ともりんく)					
	▽赤穂市役所4階企画政策課·備前市役所3階交通政策課·上郡町役場3階					
	企画広報課					
	▽赤穂市内各地区公民館(9ヵ所)					
	▽備前市内各総合支所(3 ヵ所)及び紅葉会館、三国出張所、吉永病院					
	▽上郡町生涯学習支援センター、上郡町内各地区公民館(7ヵ所)					
	なお、ご意見をいただいた方の住所、氏名または団体名、電話番号もしくはF					
	AX番号の公表はいたしません。また、ご意見に対する個別の回答はいたしま					
	せん。					
■提出先	▽赤穂市市長公室企画政策課					
	〒678-0292 赤穂市加里屋81番地					
	電話:0791-43-6867 FAX:0791-43-6822					
	メール:kikaku@city.ako.lg.jp					
	▽備前市市長公室交通政策課					
	〒705-8602 備前市東片上 126 番地					
	電話:0869-64-1852 FAX:0869-64-3845					
	メール:bzkoutsuu@city.bizen.lg.jp					
	▽上郡町企画広報課					
	〒678-1292 赤穂郡上郡町大持278番地					
	電話:0791-52-1112 FAX:0791-52-5172					
	メール:kikaku@town.kamigori.lg.jp					
■問い合わせ先	東備西播定住自立圏域運賃協議会事務局(赤穂市市長公室企画政策課内)					
	〒678-0292 赤穂市加里屋81番地					
	電話:0791-43-6867 FAX:0791-43-6822					
	メール:kikaku@city.ako.lg.jp					

東備西播定住自立圏 圏域バス運賃の改定について

1. 概要

公共交通を取り巻く環境は、深刻な運転手不足による路線バスの廃止、減便、事業の撤退等が全国的に相次ぐ中、赤穂市内でも同様に、令和6年4月から路線バスの大幅な減便、一部路線の休止をせざるを得ない状況となっている。そのような中、今般策定した赤穂市地域公共交通計画では、路線バスとコミュニティバスの運用上の垣根をなくして、一体的な運用を図ることにより、公共交通を維持していく新たな仕組みとして、赤穂市内を運行する路線バスとコミュニティバスの運賃を200円に統一し、市民の足を維持確保することとしている。

現在、圏域バス「ていじゅうろう」の料金体系は区間料金制が採用されており、圏域の市町によって異なっているが、今回の運賃改定により200円に統一し、併せて現在設定されていない各種割引制度を設定するほか、高い頻度でコミュニティバスを利用する方のために、定期券や回数券を導入する。

2. 改定の内容

1) 圏域バス「ていじゅうろう」の運賃の改定

現在、圏域バス「ていじゅうろう」の運賃は、備前市内は200円、赤穂市内・上郡町内は100円、市町域を越える場合は200円となっているが、これらの運賃を統一し、利用距離に関わらず200円均一とする。圏域内で走行するバスの運賃を統一し、どの地区からもバスを利用しやすい環境を構築する。

(ていじゅうろうの運賃変更の内容)

١	((((((((((((((((((((((((((((((((((((((
	地域	変更前		変更後			
	備前市内	200 円					
	赤穂市内	100 円		200 円			
	上郡町内	100 円		200 []			
	市町域を越えた場合	200 円					

2) 定期券、各種割引券の新設

(1)1日乗り放題券、定期券の新設

新たに「1日乗り放題券」と定期券を新設する。小学生については大人運賃の半額とする。

区分	大人 (中学生以上)	小学生
普通運賃	200 円	100 円
1日乗り放題券	500 円	250 円
1カ月定期券	5,000 円	2,500 円
3カ月定期券	14,200 円	7,100 円
6カ月定期券	27,000 円	13,500 円

(2)各種割引の新設

身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者及び運転 経歴証明書所持者(65歳以上)については、普通運賃(1日乗り放題券、定期券を含む)の 半額とする。

また、小学生未満(未就学児)については現行と同じく無料とする。

区分	身体障害者手帳所持者※	療育手帳 所持者※	精神障害者保健福祉手帳所持者 ※	運転経歴証 明書所持者 (65 歳以 上)	小学生未満 (未就学児)
普通運賃	100円				
1日乗り放題券	250 円				
1カ月定期券	2,500 円				無料
3カ月定期券	7,100 円				
6カ月定期券	13,500 円				

※介助者1名を含む

(3)回数券の新設

100 円券×11 綴りの回数券(1,000 円)を新設する。

3. 運賃改定時期(予定)

令和6年10月1日